和歌山県空き家流動化対策事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　知事は、空き家を移住推進に活用し、県内への定住を促進することにより地域の振興を図るため、空き家の家財撤去等の空き家流動化対策事業に係る活動を行う空き家所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和６２年和歌山県規則第２８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）受入協議会とは、市町村が認めた地域住民等で構成される移住を支援する協議会をいう。

 （２）移住推進市町村（地域）とは、市町村職員によるワンストップ移住相談員を配置し、受入協議会を設置して移住を推進している和歌山県内の市町村（地域）をいう。

　（３）移住とは、移住推進市町村（地域）の支援を受け、県外から移住推進市町村に10年以上定住する意志を持って生活の拠点を移し、その市町村に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住民票を移すことをいう。

　（補助対象者）

第３条 補助金の交付の対象となる者は、移住推進市町村（地域）に空き家を所有し、和歌山県空き家バンクに登録された、移住推進市町村（地域）等から次条に定める活動を行ったことを認定された者とする。

　（補助対象活動）

第４条 補助金の交付の対象となる活動は、移住を希望する者に所有する空き家を賃貸又は売買する際の、家財の整理・撤去・処分活動とする。

なお、補助金の交付は空き家１件につき１回限りとする。

　（交付の対象経費及び補助限度額）

第５条　補助金交付の対象経費及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費補助限度額第４条に定める活動に要する経費（補助率）１０分の１０

（限度額）１０万円

　（交付申請の添付書類）

第６条 補助金の交付を受けようとする場合は、規則第４条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、２月末日までに知事に提出しなければならない。

　（１）活動計画書（別記第１号様式）

　（２）収支予算書（別記第２号様式）

　（交付条件）

第７条 規則第６条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

　（１）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

　　ア　補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

　　イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

　（２）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

　（３）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存しなければならないこと。

　（変更の承認）

第８条 前条第１号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第３号様式）に変更活動計画書（別記第１号様式）及び変更収支予算書（別記第２号様式）を添付して知事に提出しなければならない。ただし、同時に補助金の変更交付を申請しようとする場合は、この変更承認申請を省略することができる。

　（補助金の変更交付申請）

第９条　この補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書（別記第４号様式）に変更活動計画書（別記第１号様式）及び変更収支予算書（別記第２号様式）を添付して知事に提出しなければ　ならない。

　（実績報告書の添付書類）

第１０条 活動が完了したときは、規則第１３条に規定する補助事業等実績報告書に次に定める書類を添えて、活動完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

　（１）活動実績書（別記第５号様式）

　（２）収支決算書（別記第２号様式）

　（３）活動認定書（別記第６号様式）

 （４）活動を証明する書類（領収書等）の写し

　（書類の経由）

第１１条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、管轄する市町村を経由しなければならない。

　（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については知事が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第６条、第８条、第９条関係）

 活動計画書（変更活動計画書）

１　申請者概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 性別男・女 | 生年月日年　月　日(満　　　歳) |
| 申請者氏　名 |  |
| 申請者住所 | (〒　　　―　　　　) |
| 空き家住所 | (〒　　　―　　　　) |
| 電話番号 |  |
| 貸借(売却人)人氏　　名 |  |
| 貸借(売却人)人住　　所 |  |

２　空き家の家財整理・撤去・処分活動概要

|  |  |
| --- | --- |
| 活動期間 | 年　　月　　日～　　　年　　月　　日 |
| 対象家財 |  |
| 主な活動者(本人、委託業者等) |  |
| 活動内容 |  |

３　補助金の振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名営業所名 |  |
| 預金種目 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |
| 口座名義人 | ふりがな |
|  |

備考　変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

別記第２号様式（第６条、第８条、第９条、第１０条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者氏名 |  |

 ２　空き家の家財整理・撤去・処分費内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 家財整理・撤去・処分費
 | 円　 |
|  | 1. 自己資金額
 | 円　 |
| 1. 補助金額(千円未満切捨て)
 | 円　 |

 ３　補助金交付（申請）額〔補助金交付（申請）額は、千円未満切捨て〕

 円（上限１０万円）

　備考　変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

別記第３号様式（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 和歌山県知事　　　　様

 住所

 申請者

 氏名

　　　和歌山県空き家流動化対策事業変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定のあった標記事業に係る活動の内容を下記のとおり変更したいので、和歌山県空き家流動化対策事業補助金交付要綱第８条により申請します。

 記

　１ 変更の理由

　２ 変更の内容

　３　関係書類

 （１）変更活動計画書（別記第１号様式）

　 （２）変更収支予算書（別記第２号様式）

別記第４号様式（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 和歌山県知事　　　　　　　様

 住所

 申請者

 氏名

　　　和歌山県空き家流動化対策事業補助金変更交付申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定のあった和歌山県空き家流動化対策事業補助金について、下記のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

 記

　１．申請額

 　変更後の所要額　金　　　　　　　　　　円

 既交付決定額　金　　　　　　　　　　円

 今回所要額　金　　　　　　　　　　円

 ２．関係書類

 （１）変更活動計画書（別記第１号様式）

　（２）変更収支予算書（別記第２号様式）

別記第５号様式（第１０条関係）

 活動実績書

１　申請者概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 性別男・女 | 生年月日年　月　日(満　　　歳) |
| 申請者氏　名 |  |
| 申請者住所 | (〒　　　―　　　　) |
| 空き家住所 | (〒　　　―　　　　) |

２　空き家の家財整理・撤去・処分活動概要

|  |  |
| --- | --- |
| 活動期間 | 年　　月　　日～　　　年　　月　　日 |
| 対象家財 |  |
| 家財整理等費用 | 円　 |
| 活動内容 |  |
| 委託業者名等(委託した場合) | (名称)(住所) |

別記第６号様式（第１０条関係）

 番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 和歌山県知事　　　　様

 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 団体の名称

 代表者氏名

 活動認定書

　和歌山県空き家流動化対策事業補助金交付要綱第４条に定める活動を下記のとおり行ったことを認定します。

 記

|  |  |
| --- | --- |
| 活動者氏名 | 年　　月　　日～　　　年　　月　　日 |
| 活動者住所 |  |
| 活動日 |  |
| 活動場所 | (住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 活動内容 |  |